

第1回 小金井市いじめ防止条例検討委員会 次第

〈日時〉 令和元年8月2日（金）
午後2時から午後4時まで
〈場所〉 萌え木ホール A会議室

1 教育委員会あいさつ

2 委員の委嘱

3 自己紹介

4 事務局からの説明

5 協議（意見交換）

6 事務連絡

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ いじめ防止条例検討委員 名簿
- ・ いじめ防止条例策定に向けたスケジュール
- ・ いじめ防止条例検討委員会 資料（ファイル）

小金井市いじめ防止条例検討委員

令和元年8月2日

	氏名	所属・職名等
(1)公募による市民	日野 陽平	
	尾高真奈美	
	松嶋 有香	
(2)学識経験者	小林 正幸	東京学芸大学 特別支援教育・教育臨床サポートセンター 教授
	原田 真	アクセス総合法律事務所
(3)学校関係者	木下 英典	小金井第一中学校 校長
	丸山 智史	小金井第二小学校 副校長
	中川 武夫	小金井第二中学校 生活指導主任
(4)小金井市健全育成推進協議会に属する者	志波 直男	青少年健全育成地区委員 東部地区会長
	川畑美和子	民生委員児童委員協議会 市会長

いじめ防止条例策定に向けたスケジュール案

令和元年8月2日

主なスケジュール	留意点
<p>検討委員会（1回目）の開催</p> <p>↑</p> <p>検討委員会（2回目） 検討委員会（3回目）</p> <p>条例案の庁内文書審査</p> <p>↓</p> <p>検討委員会（4回目）</p> <p>定例教育委員会 で条例案を協議</p> <p>↑</p> <p>パブコメを実施（約1ヶ月）</p> <p>↓</p> <p>検討委員会（5回目）</p> <p>答申</p> <p>↑</p> <p>検討委員会（第6回）</p> <p>庁内文書審査</p> <p>↓</p> <p>定例教育委員会 で条例案を議決</p> <p>↑</p> <p>市議会定例会 で条例案を上程</p> <p>↓</p> <p>公布（告示）</p> <p>↓</p> <p>施行</p>	<p>◆第1回 令和元年8月 会議要旨、スケジュール説明、委員の委嘱</p> <p>◆第2回 令和元年10月 審議</p> <p>◆第3回 令和元年11月 審議</p> <p>◆第4回 令和2年1月 パブコメ案確定</p> <p>◆令和2年2月</p> <p>◆第5回 令和2年8月 パブコメに対する回答を作成 パブコメの意見の取り入れを検討</p> <p>◆令和2年9月 条例案の確定</p> <p>◆令和2年10月初旬</p> <p>◆令和2年12月議会</p>

小金井市いじめ防止条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 小金井市におけるいじめの防止、早期発見及び早期対応のための対策を総合的に推進する小金井市いじめ防止条例（以下「いじめ防止条例」という。）の原案作成に係る検討を行うため、小金井市いじめ防止条例検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、いじめ防止条例の原案について検討を行う。

(組織)

第3条 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する委員10人以内をもって構成する。

- (1) 公募による市民 3人以内
- (2) 学識経験者 2人以内
- (3) 学校関係者 3人以内
- (4) 小金井市健全育成推進協議会に属する者 2人以内

2 教育委員会は、委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、いじめ防止条例の制定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会議を主宰し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、学校教育部指導室に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年5月14日から施行する。

東京都及び各市のいじめ防止条例

東京都(4ページ)	東久留米市(4ページ)	国立市(4ページ)	あきる野市(4ページ)	大津市(7ページ)	富士見市(5ページ)
東京都いじめ防止対策推進条例	東久留米市いじめ防止対策推進条例	国立市いじめ防止対策推進条例	あきる野市いじめ防止対策推進条例	大津市子どものいじめの防止に関する条例	富士見市いじめ防止条例
				(はじめに)	(はじめに)
目的	目的	目的	目的	目的	目的
定義	用語の意義	定義	定義		定義
基本理念	基本理念	基本理念	基本理念	基本理念	基本理念
				用語の定義	
いじめの禁止	いじめの禁止		いじめの禁止		
都の責務	市の責務	市の責務	市の責務	市の責務	市の責務
学校の設置者の責務		教育委員会の責務	教育委員会の責務		
学校及び学校の教職員の責務	学校及び学校の教職員の責務	学校及び学校の教職員の責務	学校及び学校の教職員の責務	市立学校の責務	市立学校及び市立学校の教職員の責務
保護者の責務	保護者の責務	保護者の責務	保護者の責務	保護者の責務	保護者の責務
				子どもの役割	子どもの役割
			市民及び事業者の責務	市民及び事業者等の役割	市民等の役割
					財政上の措置
東京都いじめ防止対策推進基本方針	東久留米市いじめ防止対策推進基本方針	国立市いじめ防止対策推進基本方針	あきる野市いじめ防止基本方針	行動計画の策定	いじめ防止基本方針の策定等
			あきる野市学校いじめ基本方針	いじめ防止啓発月間	学校いじめ防止基本方針の策定等
				相談、通報又は情報の提供	
				相談体制等の整備	
				財政的措置等	
東京都いじめ問題対策連絡協議会	東久留米市いじめ問題対策連絡協議会	国立市いじめ問題対策連絡協議会	あきる野市いじめ問題対策連絡協議会		富士見市いじめ問題対策連絡協議会等
					重大事態への対処
東京都教育委員会いじめ問題対策委員会	東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会	国立市教育委員会いじめ問題対策委員会	あきる野市学校いじめ問題対策委員会	大津の子どもをいじめから守る委員会	
				委員会の組織等	
				是正の要請	
				委員会への協力	
				活動状況の報告及び公表	
			教育委員会又は学校による対処		
			あきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会		
			あきる野市学校いじめ問題調査委員会		
東京都いじめ問題調査委員会	東久留米市いじめ問題調査委員会	国立市いじめ問題調査委員会	あきる野市いじめ問題調査委員会		富士見市いじめ調査委員会
					調査の結果報告
					調査の結果を踏まえた措置等
			守秘義務	個人情報に対する取扱い	
				市立学校以外の学校への協力要請	
	委任	委任	委任	委任	
	施行期日	施行期日		施行期日	
				検討	

東京都及び各市のいじめ防止条例

	東京都(4ページ)	東久留米市(4ページ)	国立市(4ページ)	あきる野市(4ページ)	大津市(7ページ)	富士見市(5ページ)
	東京都いじめ防止対策推進条例	東久留米市いじめ防止対策推進条例	国立市いじめ防止対策推進条例	あきる野市いじめ防止対策推進条例	大津市子どものいじめの防止に関する条例	富士見市いじめ防止条例
目的	第一条 この条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、東京都(以下「都」という。)、学校の設置者、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、都の対策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。	第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)に基づき、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、東久留米市(以下「市」という。)、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。	第1条 この条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、国立市(以下「市」という。)、国立市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、国立市立学校(以下「学校」という。)及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、学校、家庭及び地域が連携しいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。	第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)に基づき、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。	第1条 この条例は、子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定め、市、学校、保護者、市民及び事業者等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。	第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)に基づき、いじめの防止等のための対策に関し基本理念を定め、市、市立学校、市立学校の教職員及び保護者の責務並びに子ども及び市民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的に推進することを目的とする。
定義	第二条 「いじめ」「いじめの防止等」「学校」「児童等」「保護者」	第2条 「いじめ」「いじめの防止等」「学校」「児童等」「保護者」	第2条 「いじめ」「いじめの防止等」「児童等」「保護者」	第2条 「いじめ」「いじめの防止等」「学校」「児童等」「保護者」「市民」「事業者」	第3条 「いじめ」「子ども」「市立学校」「学校」「保護者」「市民」「事業者等」「関係機関等」	第2条 「いじめ」「いじめの防止等」「子ども」「学校」「市立学校」「保護者」「市民等」「関係機関等」「重大事態」
基本理念	<p>第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命並びに心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。</p> <p>2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等がいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。</p> <p>3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。</p> <p>4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、都、区市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p>	<p>第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。</p> <p>2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等がいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。</p> <p>3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。</p> <p>4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、市、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p>	<p>第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。</p> <p>2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等がいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。</p> <p>3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。</p> <p>4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、市、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p>	<p>第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。</p> <p>2 いじめの防止等のための対策は、児童等がいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深めることにより、児童等がいじめを知りながらこれを放置することなく、自他を大切に、互いの違いを認め合う中で、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。</p> <p>3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うために、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。</p> <p>4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、市、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p>	<p>第2条 いじめは、子どもの尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識の下、市、学校、保護者、市民及び事業者等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切に、相互に尊重しあう社会の実現のため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければならない。</p> <p>2 いじめの防止等のための対策は、全ての子どもがいじめを行わず、及び他の子どもに対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにするため、いじめを絶対に許さないという決意の下、子どもが主体的にいじめの問題を克服することができる力の育成を目指して行われなければならない。</p> <p>3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた子どもの生命及び心身の保護を何よりも優先するものとし、市、市立学校、保護者、市民等及び関係機関等が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。</p>	
都(市)の責務	<p>(都の責務)</p> <p>第五条 都は、第三条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、区市町村並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。</p> <p>(学校の設置者の責務)</p> <p>第六条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。</p>	<p>第5条 市は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等に関する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。</p> <p>(教育委員会の責務)</p> <p>第5条 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等に関する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。</p> <p>(教育委員会の責務)</p> <p>第5条 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第5条 市は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。</p> <p>第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。</p>	<p>第4条 市は、子どもをいじめから守るため、必要な施策を総合的に講じ、必要な体制を整備しなければならない。</p> <p>2 市は、子どもをいじめから守るため、関係機関等と緊密な連携を図らなければならない。</p> <p>3 市は、誰もがいじめを許さない社会の実現に向けて、いじめに関する必要な啓発を行わなければならない。</p>	

東京都及び各市のいじめ防止条例

	東京都(4ページ)	東久留米市(4ページ)	国立市(4ページ)	あきる野市(4ページ)	大津市(7ページ)	富士見市(5ページ)
	東京都いじめ防止対策推進条例	東久留米市いじめ防止対策推進条例	国立市いじめ防止対策推進条例	あきる野市いじめ防止対策推進条例	大津市子どものいじめの防止に関する条例	富士見市いじめ防止条例
学校及び学校の教職員の責務	<p>第七条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。</p>	<p>第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。</p>	<p>第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。</p>	<p>第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。</p>	<p>第5条 市立学校は、教育活動を通して、子どもの自他の生命を大切にす心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び道徳的実践力を育成しなければならない。</p> <p>2 市立学校は、いじめを予防し、及び早期にいじめを発見するための体制を整えるとともに、子どもが安心して相談することができる環境を整えなければならない。</p> <p>3 市立学校は、当該学校に在籍する子どもの保護者及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、その解決に向け速やかに、当該学校全体で組織対応を講じ、その内容を市に報告しなければならない。</p> <p>4 市立学校は、子ども自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、子どもとともに当該学校及び各学年に応じた環境づくりに取り組まなければならない。</p> <p>5 市立学校は、子どもがより良い人間関係を構築できるよう必要な取組を行わなければならない。</p>	<p>第5条 市立学校及び市立学校の教職員は、当該学校に在籍する子どもの保護者、市民等及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。</p> <p>2 市立学校及び市立学校の教職員は、当該学校に在籍する子どもがいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。</p> <p>3 市立学校及び市立学校の教職員は、当該学校に在籍する子ども及びその保護者が安心して相談することができる環境を整えなければならない。</p>
保護者の責務	<p>第八条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。</p> <p>3 保護者は、都、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。</p> <p>3 保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。</p> <p>3 保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。</p> <p>3 保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第6条 保護者は、子どもの心情の理解に努め、子どもが心身ともに安心し、安定して過ごせるよう子どもを愛情をもって育むものとする。</p> <p>2 保護者は、いじめが許されない行為であることを子どもに十分理解させるものとする。</p> <p>3 前2項において、保護者は必要に応じて、市又は学校に相談その他の支援を求めることができる。</p> <p>4 保護者は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、速やかに市、学校又は関係機関等に相談又は通報するものとする。</p> <p>5 保護者は、学校が行ういじめの防止に対する取組に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第6条 保護者は、子どもの教育に第一義的な責任があることを認識し、子どもに対し、いじめは許されない行為であることを理解させるよう努めなければならない。</p> <p>2 保護者は、子どもがいじめを受けていると思われるときは、適切にいじめから保護しなければならない。</p> <p>3 保護者は、市、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための対策に協力するよう努めなければならない。</p>